

大分県社会福祉協議会マスコットキャラクター「だいふくん」使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大分県社会福祉協議会（以下「本会」という。）マスコットキャラクター「だいふくん」（「いちごちゃん」等だいふくんファミリーのキャラクターを含む。）のデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認申請）

第2条 デザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ「だいふくん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、本会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商品として使用する場合を除き、この限りでない。

- （1）大分県内の市町村社会福祉協議会が使用するとき。
- （2）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （3）会長が適当と認めるとき。

（使用承認）

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- （1）本会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他会長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による承認は、「だいふくん」デザイン等使用(変更)承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認しないときは、「だいふくん」デザイン等使用(変更)不承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

（使用期間）

第4条 使用期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項の期間満了後においても引き続き使用する場合は、改めて第2条の規定により「だいふくん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該使用承認を受けた事項を変更しない場合に限り、第1項の使用期間満了後においても、在庫整理の期間としてデザイン等を使用することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。但し、商品として使用する場合は、使用期間中本会の会員又は賛助会員になることを条件とする。

(使用の際の遵守事項)

第6条 デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 『大分県社協マスコットキャラクター「だいふくん」』と表記を付すこと。
- (5) 承認に係る物品等の写真を速やかに会長に提出すること。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、変更後の使用の日の7日前までに「だいふくん」デザイン等使用変更承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、「だいふくん」デザイン等使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認しないときは、「だいふくん」デザイン等使用(変更)不承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(承認の取消し)

第8条 会長は、デザイン等の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じて、会長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、「だいふくん」デザイン等使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月10日から施行する。